

経 済 産 業 省

20230619電委第3号
令和5年6月19日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、
九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対する
業務改善命令について（勧告）

標記について、当委員会において調査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の13第1項に基づき、関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対し、別紙のとおり業務改善命令を行うよう勧告する。

以上

1. 関西電力株式会社と中部電力株式会社（現在は中部電力ミライズ株式会社
がその小売電気事業者の地位を承継している。）との間、関西電力株式会社と
中国電力株式会社との間、並びに関西電力株式会社と九州電力株式会社及び
九電みらいエナジー株式会社との間で、長期にわたり頻繁に意見交換等が行
われ、これには小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取りが少な
くとも一定回数以上含まれていたことなどが判明したもの。かかる行為は、
電力の適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣
旨に反し、電気事業の健全な発達に支障が生ずるおそれがある。今後、この
ような事案が再度発生しないよう、電力の適正な取引の確保を図る観点から、
関西電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電
力株式会社及び九電みらいエナジー株式会社に対して電気事業法第2条の1
7第1項に基づき、業務改善命令として、以下の措置の実施を命令する。

2. 業務改善命令として実施を求める措置

(1) 電圧種別等にかかわらず、他の小売電気事業者と共同してカルテル及び
これに類する競争制限的な行為を行わないこと、並びに他の旧一般電気事業
者（電力の小売全面自由化以前において一般電気事業者であった事業者及び
その小売電気事業者の地位を承継した事業者をいう。）又はその子会社との間
で相互のエリアにおける電気料金（見積りの提示を含む。）又は営業方針に関
する情報交換を行わないこと。

(2) 今後、上記(1)の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下「改
善計画」という。）を策定の上、社会に対して公表し、これを確実に実施する
こと。また、当該改善計画及びその実施状況を、経済産業大臣が指定する期
日までに書面で報告すること。なお、改善計画は、少なくとも以下の事項を
満たす必要がある。

- ・改善計画に関する内部的な監査を継続的に行うとともに、外部人材を構成
員の過半数に含む組織体により、社外の視点から改善計画の実施状況及び
実効性を継続的に把握・評価し、その必要な見直しを行う仕組みを整える
こと。
- ・競争関係にある他の小売電気事業者との接触に関するルールを定め、当該
接触の機会及び当該接触において話し合われる内容について事前及び事後
の統制を機能させる仕組みを講じること。
- ・社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点から

モニタリングを行う仕組みを整えること。

- ・小売電気事業の競争に関する継続的な研修等について、競争関係にある他の小売電気事業者の営業活動に関する情報に接する機会のある役職員及び自社の営業活動に関する意思決定に関与する機会のある役職員をその対象者に含むこと。
- ・継続的な研修等について、対象者の受講率を把握することなどにより、当該研修等の実効性が図られるものとする。
- ・独占禁止法違反行為等に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成に加え、当該規程による制度（社内リネンシー制度）及び内部通報制度についての役職員に対する継続的な周知徹底を行うこと。

（３）域外進出（子会社によるものを含む。）のこれまでの状況及び今後の域外進出の障害として認識している事項を、経済産業大臣が指定する期日までに書面で報告すること。

（４）今後、電力・ガス取引監視等委員会又は経済産業省が上記（２）の改善計画及びその実施状況、又は上記（３）の域外供給の状況及び域外進出の障害として認識している事項について報告又は説明を求めた場合には、これに応じること。

（５）事案の内容及び発生原因を社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。